

技術名称：吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「TDBA（東鉄ドライアイスブラスト）アスベスト除去工法」

I.概要

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

東鉄工業株式会社
代表取締役社長 小倉 雅彦
東京都新宿区信濃町 34 番地

1.2 技術の名称

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「TDBA(東鉄ドライアイスブラスト)アスベスト除去工法」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。

本工法の大きな特徴として以下の二点があげられる。

- (1) アスベスト粉じんの飛散を防ぐ目的で、多糖類を主成分とする粉じん飛散抑制剤を用い、吹付けアスベストをゲル化状態にして作業を行うこととしている。
- (2) ドライアイスブラストにより細部や目地の残留アスベストを除去する。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料
- (4) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業者・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経緯

- (1) 建設技術審査証明事業において、2009年9月18日付けで技術審査を完了した。
- (2) 本技術に関する下記の軽微な変更について、2011年8月10日付けで確認を行った。
 - ・技術名称の変更
（「オリエント 21 アスベスト除去工法」から「TDBA（東鉄ドライアイスブラスト）アスベスト除去工法」へ）
- (3) 2014年7月14日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について技術審査を行い、2014年9月24日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2014年9月18日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2019年9月17日まで）とする。
 - ・石綿障害予防規則の改正及び大気汚染防止法の改正等に伴う施工マニュアルの見直し
 - ・繊維数濃度測定計画の一部変更 など